

資 産 税 課

1 固定資産税賦課徴収事務

予算科目(款・項・目) 10・10・10

[決算書103～105ページ]

土地、家屋及び償却資産を対象に、原則としてその所有者を納税義務者として、当該固定資産の所在する市町村が課税するもの

固定資産の評価は、市町村長が、総務大臣が定めた固定資産評価基準に基づいて行った後、その価格を決定し、この価格を基に課税する。

土地と家屋については、3年に一度の基準年度に評価替えを行う。平成29年度は評価替えの基準年度の3年度目に当たる。

(1) 土地評価事務

土地は、地目別に定められた評価方法により評価するが、登記簿上の地目ではなく、賦課期日であるその年の1月1日現在の現況の地目により評価する。

平成29年度は、下表のとおり評価を行った。評価額全体は、農地から宅地への地目変更等により前年度に比べ増加となった。

地 目	評価面積(㎡)	評 価 額 (千円)	評価筆数 (筆)	1㎡当たりの評価額	
				平均(円)	最高(円)
生産緑地田	87,995	11,369	206	129	/
介在田・市街化区域田	5,466	753,739	29	137,896	221,500
生産緑地畑	1,135,152	159,601	2,146	141	/
介在畑・市街化区域畑	186,021	29,405,588	701	158,077	275,443
宅 地	10,184,127	1,894,209,373	65,039	185,996	919,240
介在 山林	26,769	1,690,419	87	63,148	120,978
雑 種 地	396,371	45,076,758	1,271	113,724	401,812
合 計	12,021,901	1,971,306,847	69,479	/	/

(2) 家屋評価事務

家屋は、賦課期日であるその年の1月1日現在に家屋と認定された建物をいい、種類については現況により判断する。評価に当たっては、木造と非木造に区分され、それぞれの区分ごとに、用途や構造別に評価する。

なお、種別のうち、木造では共同住宅、非木造ではアパートの表記になっているのは、各々の評価基準に規定する種別名称を使用していることによる。

平成29年度は、下表のとおり評価を行った。評価額全体は、新增築家屋が加わったことにより、前年度に比べ増加となった。

ア 木造

種 別	棟 数 (棟)	床 面 積 (㎡)	評 価 額 (千円)
専 用 住 宅	29,071	2,893,549	94,526,460
共 同 住 宅 ・ 寄 宿 舎	3,188	529,570	13,711,839
併 用 住 宅	1,080	126,856	2,316,969
旅 館 ・ 料 亭 ・ ホ テ ル	7	1,189	22,879
事 務 所 ・ 銀 行 ・ 店 舗	346	31,720	722,220
劇 場 ・ 病 院	8	684	15,532
工 場 ・ 倉 庫	288	17,367	145,193

土	蔵	33	951	3,397	
附	属	家	613	12,882	60,925
合	計	34,634	3,614,768	111,525,414	

イ 非木造

種 別	棟数 (棟)	床面積 (㎡)	評価額 (千円)
事務所・店舗・百貨店・銀行	1,023	1,040,308	80,999,413
住宅・アパート	7,001	4,076,940	253,179,361
病院・ホテル	40	90,442	7,647,686
工場・倉庫・市場	920	382,527	14,902,064
その他	310	134,315	8,513,419
合 計	9,294	5,724,532	365,241,943

(3) 償却資産評価事務

償却資産は、地方税法第341条第4号の規定により、原則として土地及び家屋以外の事業の用に供することができる資産とされており、構築物や機械・装置等に大別される。

償却資産の所有者は、地方税法第383条の規定により、毎年1月1日現在における償却資産について、当該償却資産の所在地の市町村長に対して、1月31日までに申告しなければならないとされており、市町村長は申告内容を基に評価を行い、価格を決定する。

ただし、地方税法第389条第1項に該当する資産で、二つ以上の市町村にわたり所在する償却資産を所有している場合は、総務大臣又は都道府県知事に対して申告を行い、総務大臣又は都道府県知事は評価額を決定し、その該当資産の所在地である関係市町村に配分する。

なお、償却資産の評価は、取得価額を基準として、耐用年数や経過年数による減価を考慮して価格を決定する。

平成29年度は、下表のとおり評価を行った。評価額全体は、工具・器具及び備品等の増額により、前年度に比べ増加となった。

資 産 の 種 類		評 価 額 (千円)
決市 定長 しが た価 も格 のを	構 築 物	24,693,612
	機 械 ・ 装 置	14,518,953
	船 舶	131
	航 空 機	295,637
	車 両 ・ 運 搬 具	113,964
	工 具 ・ 器 具 ・ 備 品	21,056,635
	計	60,678,932
総務大臣が価格等を決定し配分したもの		40,054,556
都知事が価格等を決定し配分したもの		277,854
合 計		101,011,342

(4) 土地・家屋登記済通知による処理事務

登記所は、地方税法第382条の規定により、登記された表示・権利の内容について市町村長に通知することになっている。市町村長はその通知に基づき、土地の分合筆及び新築等家屋の把握並びに所有者の異動を確認のうえ課税事務を行う。

また、市町村長は地方税法第73条の18第3項の規定により、不動産の取得の事実を知った場合、その内容を都道府県知事に通知することとされている。

平成29年度は、下表のとおり「登記済通知」により課税の処理を行った。

ア 表示等

区 分		筆(件)数	申請者数	
表示等 登記済通知	土 地	分・合筆	1,713筆	597人
		地目変更	553筆	298人
		その他	260筆	190人
	合 計		2,526筆	1,085人
	家 屋	新 築	1,059件	1,051人
		増 改 築	29件	29人
合 計		1,088件	1,080人	

イ 所有権移転

区 分		筆(件)数	申請者数	
所有権移転 登記済通知	土 地	売買・贈与等	7,877筆	6,145人
		相続・買収・合併	2,424筆	2,096人
		合 計	10,301筆	8,241人
	家 屋	売買・贈与等	1,353件	1,353人
		相続・買収・合併	1,019件	1,019人
		合 計	2,372件	2,372人

(5) 諸証明発行等事務

市町村長は、地方税法第382条の3の規定により、納税義務者等の求めに応じ、固定資産課税台帳に記載されている事項について、証明書を交付しなければならないとされている。

また、市町村長は地方税法第382条の2の規定により、納税義務者等の求めに応じ、これらの者に係る固定資産の事項が記載されている部分又はその写しを閲覧に供しなければならないとされている。

事務処理については、調布市固定資産に係る行政証明及び閲覧に関する事務取扱規程等に基づいて行い、手数料については調布市手数料条例に基づいている。

平成29年度は、下表のとおり諸証明の発行等を行った。

種 別	区 分	証明等件数 (件)	手数料 (円)
評 価 証 明		7,694 (13)	1,538,800 (2,600)
公 課 証 明		4,035 (6)	807,000 (1,200)
物 件 証 明		10 (6)	2,000 (1,200)
住 宅 用 家 屋 証 明		1,157	1,504,100
そ の 他 証 明		53	10,600
閱 覧		1,057	211,400
価 格 決 定 通 知 書 等		6,133 (7)	

閱 覧 (公 用)	197	
合 計	20,336 (32)	4,073,900 (5,000)

※ 括弧内の数字は、自動交付機による発行分

(6) 固定資産税及び都市計画税減免事務

固定資産税及び都市計画税の減免制度は、地方税法第367条並びに調布市税賦課徴収条例第6.5条、調布市都市計画税賦課徴収条例第6条及び調布市市税減免基準に基づいている。

平成29年度は、下表のとおり減免を行った。

区分 税目	減 免 理 由	減免件数 (件)
市 固 定 資 産 税 及 び 都 市 計 画 税	医 療 施 設	90
	幼 稚 園 各 種 学 校 等	4
	公 益 施 設	13
	公 共 用 地	21 (1)
	生 活 保 護	26
	そ の 他	33 (16)
	合 計	187 (17)

※ 括弧内の数字は、償却資産

(7) 納税通知書発送事務

地方税法第364条第9項の規定により、平成29年度の納税通知書を下表のとおり発送した。

発送件数は、新築家屋の増加等により、前年度に比べ1,246件増加した。

納税通知書種別	発送件数 (件)	発 送 日
土 地 ・ 家 屋	66,223	平成29年5月1日
償 却 資 産	1,965	平成29年5月1日
合 計	68,188	